

その他の感染症による出席停止及び再登園について

学校保健安全法第18条の基準に準じ、裏面の感染症に罹患した場合は、出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登園する際には、**保護者が「登園届」を記入**し幼稚園へ提出をお願いいたします。

【出席停止について】

- 幼稚園における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- 感染症による出席停止の期間の基準は、裏面のとおりとされています。

※保護者の皆さまへ

幼稚園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

----- (切りとらないでください) -----

【保護者記入】

登 園 届

吉島幼稚園長様

組 園児名 _____

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑(りんご病)
	ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

(医療機関名) _____ (令和 年 月 日受診)において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

「登園届」の提出が必要な主な感染症

代表的な感染症	感染しやすい期間（※）	登園のめやす	
第三種 その 他の 感 染 症	・溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
	・マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	・手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	・伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
	・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状焼失後の1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	・ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヵ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	・RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	・帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
・突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと	

医師により感染の恐れがないと認められていること。

■通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものです。そのため、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。

■「その他の感染症」に該当するかどうかについては、幼稚園等へお問い合わせください。